ラ・サンテ富山西管理規程

第1条　目的

本規程は、医療法人社団親和会が運営するサービス付き高齢者向け住宅ラ・サンテ富山西（以下「本住宅」という）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともに、本住宅の良好な生活環境を確保することを目的とします。

第2条　運営方針

本住宅は、入居契約書及びこの規程に従って管理運営を行い、入居者に配慮した住みよい良好な環境の保持に努めるとともに、入居者の人権の尊重を基本として入居者が明るく安心して生活できるよう生活支援のサービスを提供します。

第3条　入居対象者

入居対象者は、下記の方とします。

・60歳以上の方。
・60歳以上の方。介護保険法に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の方。
・2人室での同居人は配偶者（年齢は無関係）、60歳以上の親族、要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の親族。

第4条　入居定員及び居室数

本住宅の入居定員及び居室数は、次のとおりとします。

（1）入居定員32人
（2）居室数30室（一人室（18.09～22.79㎡）28室、二人室（33.88㎡）2室）

第5条　職員の職種、配置数及び職務内容

本住宅の職員の職種、配置数及び職務内容は、次のとおりとします。なお、職員の配置数については、入居者状況等により変動することがあります。

職種	人数	職務内容
管理者	1	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
介護職員	1以上	心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う
厨房スタッフ	1	入居者の食事の提供
事務員	1	事務を行う

第6条　管理運営業務

本住宅は、次の管理運営業務を行います。

（1）敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃及び廃棄処理等に関する業務
（2）建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
（3）入居者に対する各種サービスの提供業務
（4）帳簿の作成及び記録の保存業務
（5）防災・防犯に関する業務

(6)広報・連絡及び渉外に関する業務
(7)職員の管理と研修
(8)入居者への業務の報告
(9)地域との交流

第7条　居室及び共用設備等の利用にあたっての留意事項

居室及び共用設備等の利用にあたっての主な留意事項は、次のとおりです。
(1)他の入居者等の迷惑となる行為は禁止です。
(2)本住宅の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
(3)本住宅及び敷地内は禁煙です。
(4)居室及び共用設備等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

第8条　居室の維持・補修

本住宅は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、本住宅が設置したものについては、自ら補修します。入居者等は、本住宅が行う維持、補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により、居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者等の負担とします。

第9条　サービスの内容及び費用負担の内訳

(1)家賃等

内訳	金額	
	タイプA(18.09㎡)	タイプB(18.27㎡)
家賃	月額　60,000円	月額　61,000円
共益・管理費	月額　38,900円	月額　38,900円
敷金(家賃の2ヶ月)	120,000円	122,000円

内訳	金額	
	タイプC(19.59㎡)	タイプD(22.61㎡)
家賃	月額　63,000円	月額　83,000円
共益・管理費	月額　38,900円	月額　42,900円
敷金(家賃の2ヶ月)	126,000円	166,000円

内訳	金額	
	タイプE(22.79㎡)	タイプF(33.88㎡)
家賃	月額　85,000円	月額　110,000円
共益・管理費	月額　42,900円	月額　63,150円
敷金(家賃の2ヶ月)	170,000円	220,000円

※1ヶ月に満たない期間の家賃、共益・管理費及び状況把握・生活相談は1ヶ月を30日として日割り計算した額とします

(2)状況把握・生活相談サービス

内容	金額
【状況把握サービス】 定期巡視3回／日、食事時の声掛け、見守りセンサーによる居室内動態把握。ナースコールによる対応 【生活相談サービス】 日常生活におけるお困りごと、医療介護に関する相談、健康相談に応じます	月額　27,500円 (二人入居時は55,000円)

※1ヶ月に満たない期間の家賃、共益・管理費及び状況把握・生活相談は1ヶ月を30日として日割り計算した額とします

(3)その他のサービス

サービス名	内容	金額
食事提供サービス	原則として、1日3食の食事を食堂において提供します。(朝食7時30分、昼食12時、夕食18時)	朝食629円、昼食827円、夕食794円
寝具利用サービス	寝具一式を使用し、シーツ・包布・枕カバーは週毎交換	日額　77円
私物洗濯サービス	定形のネットに入れる。2回／週	月額　4,620円 (ドライクリーニングは別料金)
居室清掃サービス	床掃き拭き、トイレ等	1回当たり　660円 (タイプFは880円)
理美容サービス	カット・カラー・パーマ対応	カット　2,860円
ラサンテサービス	介護保険外にご利用される施設の料金設定のサービス	15分以内　1,500円 30分以内　2,500円

※私物洗濯サービスにおいて、1月の15日以内の利用は2,310円とします。

(4)介護サービス

本住宅は、介護保険法に基づく介護サービス(以下「介護サービス」という)の提供は行いません。介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に訪問介護事業所等と契約し、介護サービスの提供を受けることとなります。

(5)費用の改定

経済事情の変動等により賃料・費用が不相当となったときは、契約者双方の協議の上で改定することができる。

(6)支払方法
前項の家賃等及びサービス費用の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付の上、毎月10日を目処に請求します。本住宅は、これに基づき原則としてその金額を銀行口座から毎月17日に自動引き落としをします。
入居者は、本住宅の指定する銀行に普通預金を設け、その口座から毎月17日に自動振替の方法によりお支払いいただきます。

第10条　医療を要する場合の対応
入居者に急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の適切な措置を行います。また、入居者等の希望する連絡先に緊急連絡する等の対応を行います。

第11条　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き
本住宅は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、2年間保存します。

第12条　非常災害対策
本住宅は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。
(1)消火、通報及び避難の訓練(年二回)
(2)消防設備、施設等の点検及び整備
(3)職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
(4)その他防火管理上必要な業務

第13条　金銭管理
本住宅は、原則、金銭管理は行いません。

第14条　秘密保持等
本住宅は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、本住宅の職員であった者に業務上知り得た入居者等の秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

第15条　苦情処理
(1)入居者等は、本住宅に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。
①本住宅受付窓口　　ラ・サンテ富山西　076-405-9310
(2)入居者等からの苦情については、迅速かつ誠実に対応します。

第16条　事故発生時の対応
本住宅は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

第17条　虐待防止に関する事項
(1)本住宅は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
①虐待を防止するための職員に対する研修の実施

②入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③その虐待防止のために必要な措置

(2)本住宅は、入居者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るための措置を行うものとします。

第18条　個人情報の保護

(1)本住宅は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2)本住宅が得た入居者の個人情報については、本住宅でのサービス提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

附則

令和 5年10月 1日施行

令和 7年 5月 1日改定